

協同農業普及事業をめぐる情勢

農産局 技術普及課

令和6年1月

農林水産省

目 次

• 協同農業普及事業の役割・概要	1・2
• 協同農業普及事業の運営	3
• 国と都道府県の連携協力（役割分担）	4
• 普及指導体制の状況	5・6
• 普及指導員の任用資格	7
• 普及指導員の資質の向上	8
• 農業革新支援専門員の配置	9
• 農業革新支援専門員の担当分野別設置状況（令和4年度末）	10
• （参考）協同農業普及事業における普及活動例	11～18
• （参考）運営指針のポイント	19
• （参考）令和6年度普及事業関連予算の概要	20～22
• （参考）協同農業普及事業の変遷	23

1 - 1 協同農業普及事業の役割

- 協同農業普及事業は、農業の専門的技術・知識を有する普及指導員（国家資格を有する都道府県職員）が、直接農業者に接して、農業に関する技術及び経営の指導を核として、現場での農政課題解決を総合的に支援する役割を担う。



農業人材の確保・育成 産地の形成

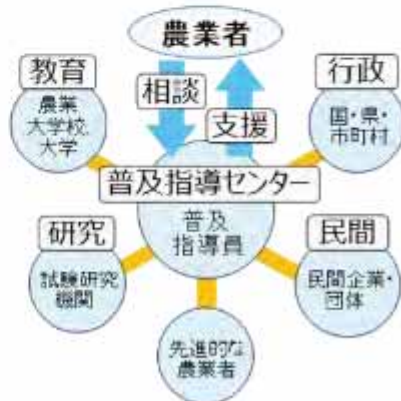
品質向上のための技術講習会

新規就農者への巡回指導



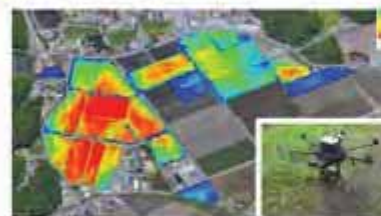
地域農業の コーディネート

教育機関、試験研究機関、民間、行政と連携を図りながら農業者への指導、相談を行います



新技術の現場定着

ドローンによるリモートセンシング



新品種の導入



その他の取り組み

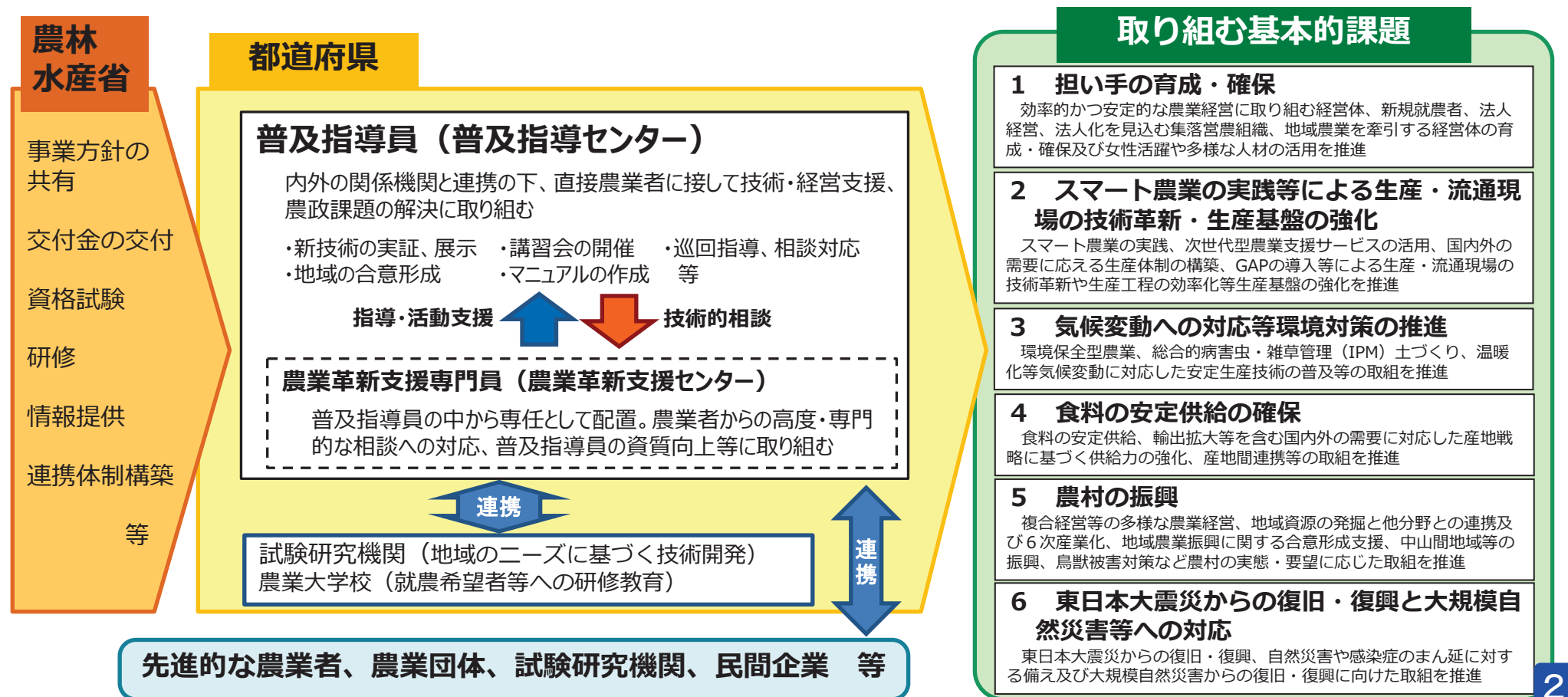
- ・ 営農計画づくりの相談対応
- ・ 気候変動に対応した農業の推進
- ・ 鳥獣被害防止に向けた支援
- ・ 自然災害への備えや営農再開に向けた支援

ハウス環境モニタリング装置で
データを「見える化」



1－2 協同農業普及事業の概要

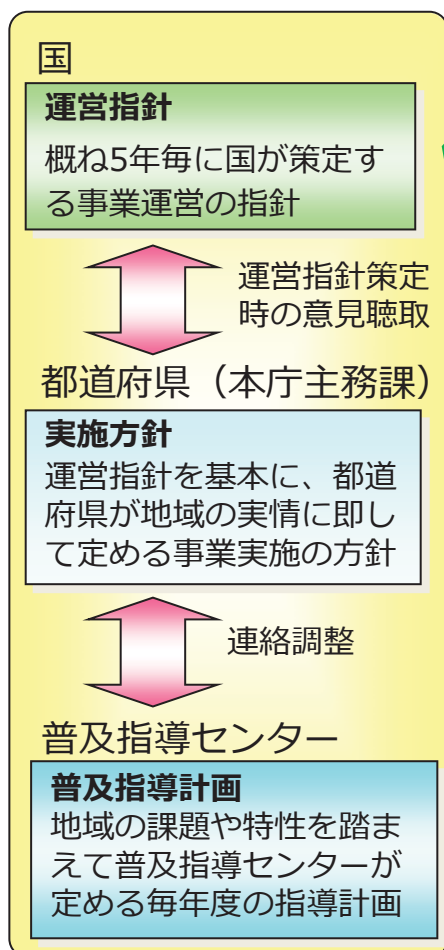
- 協同農業普及事業は、農業改良助長法に基づき国と都道府県が協同して、高度な技術・知識を有する普及指導員を都道府県に設置し、普及指導員が直接農業者に接して、技術・経営指導を行うもの。
- 事業実施にあたっては、国と都道府県が事業方針を共有し、その裏付けとして財政的な負担も国と都道府県で分担。
- 国は、事業方針の明確化・共有、交付金の交付、普及指導員の資質確保・向上のための資格試験、研修等を実施。
- 都道府県は、普及指導員が主に配置される普及指導センターのほか、研修教育施設（農業大学校）、試験研究機関や、先進的な農業者、民間企業等の関係機関と連携し、効率的・効果的に普及指導活動を実施。



1 - 3 協同農業普及事業の運営

- 協同農業普及事業の実施にあたり、国と都道府県が基本的な事業方針を明確化し、共有するため、国が普及事業における基本的課題等を示した運営指針を策定。また、概ね5年毎に策定する運営指針を補足するものとして、時々の重要農政課題等を踏まえ、ガイドラインを策定。
- 都道府県は、運営指針を基本として地域の実情を踏まえつつ実施方針を策定。また、実施方針に沿って普及指導センター単位で普及指導計画を地域の関係者との意思疎通を図りつつ策定し、これに基づいて計画的に普及指導活動を展開。

○ 事業の運営の流れ



協同農業普及事業の運営に関する指針（概要）

（令和2年 農林水産省告示第1693号）

取り組む基本的課題

1 担い手の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営に取り組む経営体、新規就農者、法人経営、法人化を見込む集落営農組織、地域農業を牽引する経営体の育成・確保及び女性活躍や多様な人材の活用を推進

2 スマート農業の実践等による生産・流通現場の技術革新・生産基盤の強化

スマート農業の実践、次世代型農業支援サービスの活用、国内外の需要に応える生産体制の構築、GAPの導入等による生産・流通現場の技術革新や生産工程の効率化等生産基盤の強化を推進

3 気候変動への対応等環境対策の推進

環境保全型農業、総合的病害虫・雑草管理（IPM）土づくり、温暖化等気候変動に対応した安定生産技術の普及等の取組を推進

4 食料の安定供給の確保

食料の安定供給、輸出拡大等を含む国内外の需要に対応した産地戦略に基づく供給力の強化、産地間連携等の取組を推進

5 農村の振興

複合経営等の多様な農業経営、地域資源の発掘と他分野との連携及び6次産業化、地域農業振興に関する合意形成支援、中山間地域等の振興、鳥獣被害対策など農村の実態・要望に応じた取組を推進

6 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害等への対応

東日本大震災からの復旧・復興、自然災害や感染症のまん延に対する備え及び大規模自然災害からの復旧・復興に向けた取組を推進

重点的に取り組む普及指導活動

○ 担い手の育成・確保に向けた新規就農者等への支援の充実・強化

青年層を含む幅広い世代の就農・定着、円滑な生産基盤の継承、新規就農の受け皿となる法人化の推進

○ 地域における新技術導入支援及び新技術体系の確立

スマート農業に関する相談体制の整備、新技術体系の確立及び定着

○ 次世代型農業支援サービスの活用促進を通じた農業経営支援

ドローン等の先端技術を使った作業代行やシェアリング・リース等の活用支援

○ 農村における多様な人材・機関との連携

多様な人材・機関を巻き込むコーディネート機能を発揮

普及指導活動の効果的な実施

○ 農業者に対する支援の充実・強化

農業者への普及指導活動時間の確保、関連施策情報の提供

○ 公的機関が担うべき分野の取組強化

地域の合意形成支援、新規就農者支援、災害対応等の取組強化

○ 先進的な農業者等とのパートナーシップ構築

○ 試験研究機関・民間企業等との連携

1－4 国と都道府県の連携協力（役割分担）

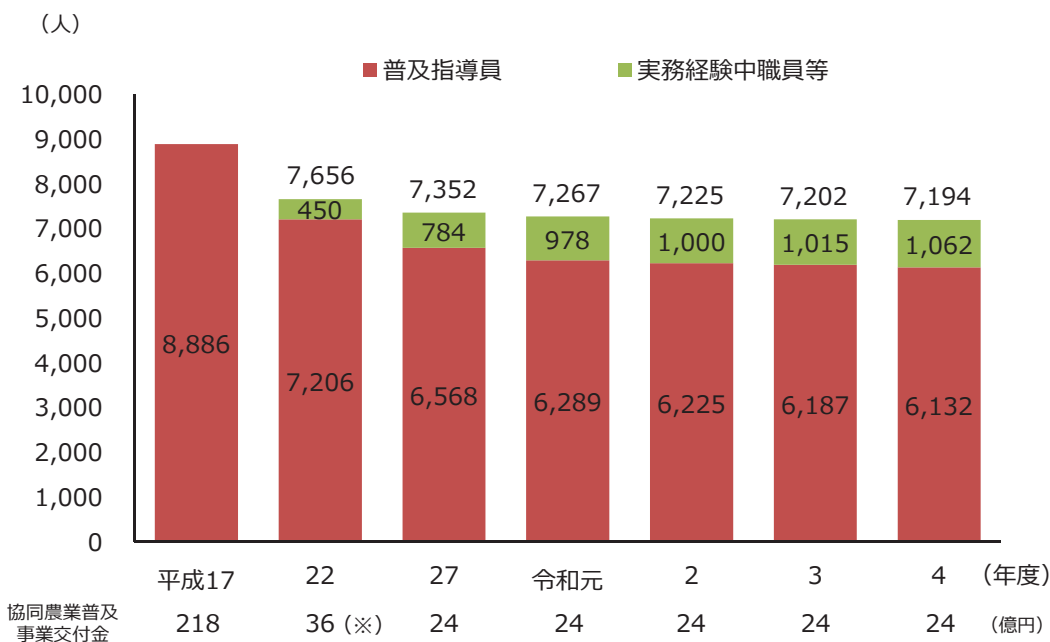
- 協同農業普及事業は、事業方針の共有の下、国と都道府県が連携協力し役割分担を図りつつ効率的に運営。
- 国においては、都道府県における普及事業の円滑な実施に資するように、運営指針等の通知に加え、協同農業普及事業交付金の交付、事業全体の効果的かつ効率的な実施のための取組や普及指導員の全体的な資質の確保及び向上等の役割を担当。
- 都道府県においては、地域の実情に即した普及指導体制の構築や普及指導員の実践的な資質向上、普及指導活動の推進等の役割を担当。

	国	都道府県
全体的事項	- 事業全体の効果的かつ効率的な実施のための取組 - 国全体の農業政策の実現に必要な技術の提供及び情報の収集・共有 - 国民への情報発信 - 広域で対応すべき普及指導活動の推進 等	- 都道府県の方針に基づく普及指導活動の適切な実施 - 試験研究機関等と連携による技術開発・普及の推進 - 普及指導員の人員確保 - 農業農村に関わる多様な機関・人材との連携 - 県内への情報発信と農業者等による外部評価の実施 等
事業方針	運営指針・ガイドライン・通知	実施方針 (運営指針を基本として策定)
財政負担	協同農業普及事業交付金	事業実施に必要な一般財源の確保
指導水準の確保	普及指導員資格試験、 高度・専門的な技術研修・技術情報の提供	普及指導員の配置、実践的な研修、普及指導員の計画的な人材育成、経験が豊富な者の任用（無試験任用）
事業推進体制	全国的な連携体制の構築 (試験研究機関や民間企業、都道府県間との連携)	地域の実情に応じた普及指導体制の整備

1－5 普及指導体制の状況①

- 普及職員数は、地方の行財政改革等により全国的には減少してきたが、近年は横ばいで推移。
- 普及職員の年齢別構成は、50代以上が約半数を占める一方で、普及指導員資格の取得に向けて実務経験中の若手の職員が増加している。
- 普及職員全体に占める女性割合は32%であるが、このうち実務経験中職員等の女性割合は43%となっており、今後、更に普及指導活動における女性の活躍が期待される。

○ 普及職員数の推移



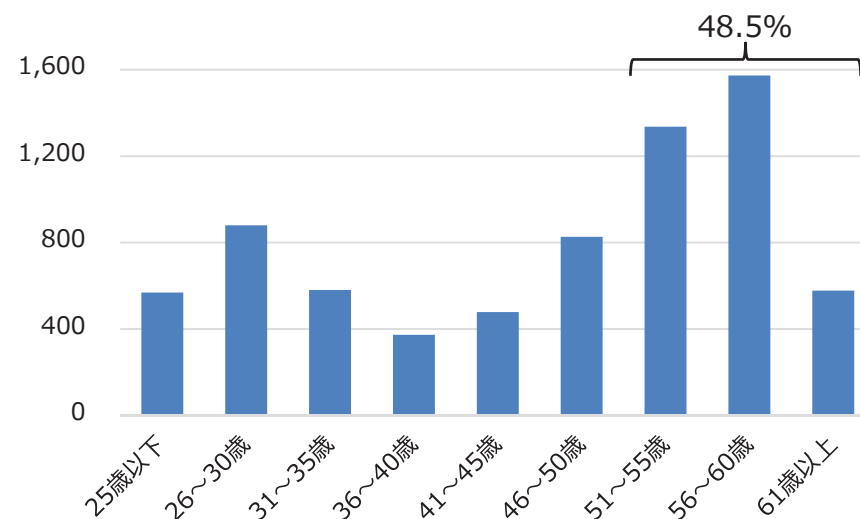
(資料) 普及事業の組織及び運営に関する調査等

(注) 普及指導員の数値は各年度末の人数。

協同農業普及事業交付金の数値は実績額。

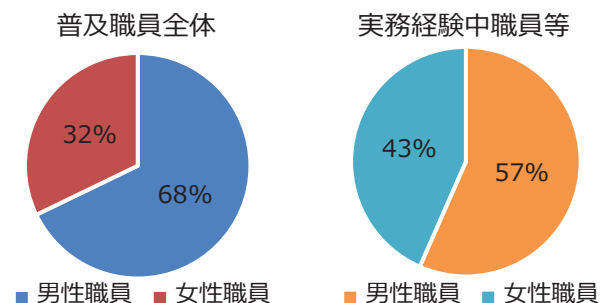
(※) 都道府県の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する三位一体改革により、協同農業普及事業交付金の大部分を税源移譲。

○ 普及職員の年齢構成割合 (令和4年度末)



(資料) 普及事業の組織及び運営に関する調査等

○ 普及職員の男女割合 (令和4年度末)



(資料) 普及事業の組織及び運営に関する調査等

1－5 普及指導体制の状況②

- 普及指導センター数についても、近年の事業の多様化や地域の実情、地方の行財政改革等を受けて、組織再編が行ったが近年は横ばいで推移。現在、全国に361箇所（このほか支所等117箇所）設置されており、普及指導員の約9割が所属している。
- 普及指導員の担当部門別設置数については、みどりの食料システム戦略を受けて、環境負荷低減に係る土壌肥料、病虫害、有機農業分野において増加している。

○ 普及指導センター数の推移

（単位：箇所）

	H10	15	20	25	30	R3	4
普及指導センター数	510	456	387	366	360	361	361
（参考） 支所・駐在所等	62	55	124	128	121	117	117

（資料）普及事業の組織及び運営に関する調査等

（注）数値は各年度末の設置数。

○ 普及指導員の所属場所（令和4年度）

（単位：人、％）

	普及指導センター	本庁主務課	試験研究機関	農業大学校	その他	合計
該当県数	47	26	12	24	15	—
設置数（人）	5,511	231	63	255	72	6,132
割合（％）	89.9	3.8	1.0	4.2	1.2	100

（資料）普及事業の組織及び運営に関する調査等

（注）試験研究機関内の設置数には、試験研究機関内の普及指導センターや本庁主務課に所属し試験研究機関に配置されている者等を含まない。

○ 普及指導員の担当部門別設置数（令和4年度末）

（単位：人）

分野	作物	環境保全型農業		野菜	果樹	工芸作物	花き	養蚕	畜産	土壌肥料	病虫害
		うち稲作	うち普通畑作物								
設置人数	1,257 (1,248)	802 (895)	739 (756)	1,620 (1,616)	723 (753)	174 (171)	625 (625)	1 (9)	645 (625)	336 (153)	290 (180)

分野	担い手育成		環境保全型農業		農業労働	農業機械	農業経営 (マーケティングを含む)	農家経営 (生活改善を含む)	農産物活用 (流通・加工、直売を含む)	農村環境 (鳥獣害対策を含む)	普及指導活動	その他
	うち青少年	うち有機農業										
設置人数	702 (695)	321 (299)	256 (268)	134 (96)	130 (133)	91 (73)	559 (595)	247 (226)	281 (293)	250 (244)	184 (140)	1,402 (1,315)

（資料）普及事業の組織及び運営に関する調査

（注）括弧内は令和2年度末の設置数。複数分野の担当者がいること、都道府県によっては担当分野を持たない者がいることにより、実配置人数と上記の配置人数の合計は一致しない。

1－6 普及指導員の任用資格

- 普及指導員として任用されるには、原則として国が実施する普及指導員資格試験に合格する必要。受験にあたっては、普及指導センター等における一定期間の実務経験が要件。
- 資格試験は、全国的に普及指導員としての一定水準以上の資質を確保するために国が統一的に実施。

任用資格

以下のいずれかに該当する者

- (1) 普及指導員資格試験の合格者
- (2) 過去15年のうち12年以上、試験研究、教育等に従事している者
- (3) 管理栄養士、公認会計士、弁護士、税理士、社会保険労務士、技術士、弁理士又は中小企業診断士の有資格者

- 普及指導員資格試験の実施状況 (単位：人、%)

	受験者数	合格者数	合格率
令和元年度	612	381	62.3
2年度	701	452	64.5
3年度	709	483	68.1
4年度	655	479	73.1
5年度	683	427	62.5

(資料) 農林水産省技術普及課調べ

受験資格

以下の職務に従事した一定年数^(注)以上の経験があること。

- (1) 農業又は家政に関する試験研究
- (2) 農業又は家政に関する教育
- (3) 農業又は家政に関する技術の普及指導

- (注)・ 学歴が大学院修士課程修了の場合は2年、大学等卒業の場合は4年、短期大学等卒業の場合は6年、高等学校卒業の場合は10年。
- ・ ただし、大学院修士課程修了の場合を除き、普及指導員の監督下で2年以上普及指導に従事した場合は、2年短縮。

試験の内容

書類審査 筆記試験	実務経験の内容等 ①農業全体に関する 基礎的な知識 ②農業に関する高度かつ 専門的な技術に関する知識 ③農業現場における課題解決 能力
口述試験	普及指導員として必要な資質等

スケジュール

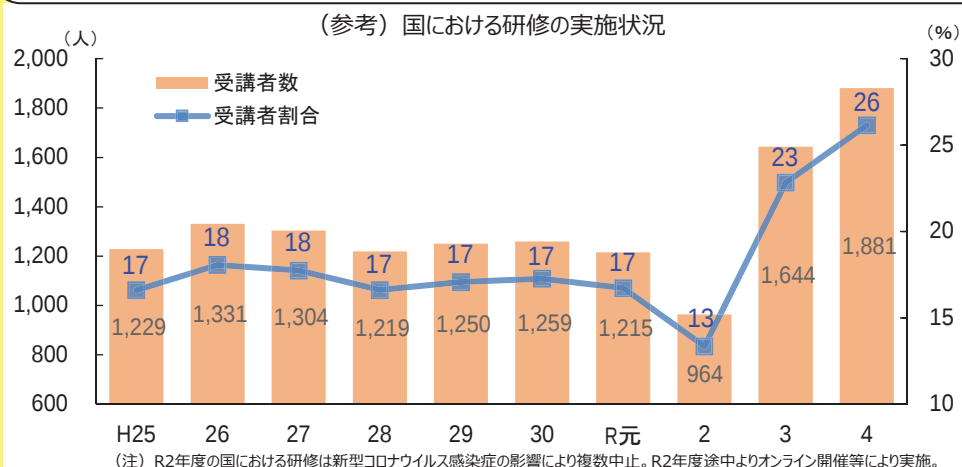
5月上旬：試験実施公告
6月上旬：受験願書提出
締め切り
8月中旬：筆記試験
11月下旬：口述試験
12月下旬：合格発表

1-7 普及指導員の資質の向上

- 近年の農業分野における技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応するため、国と都道府県がそれぞれの役割分担の下で、計画的に普及指導員の資質の向上を図る研修等を実施。

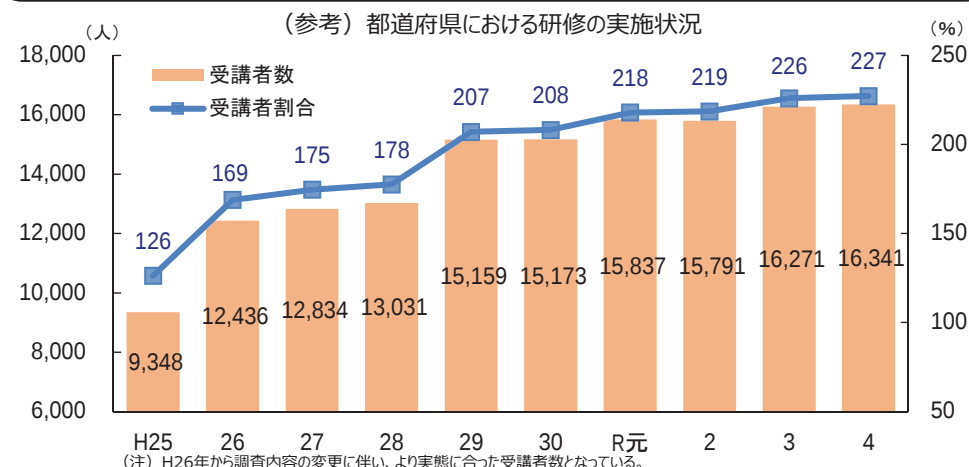
国の役割

- 国と県の役割分担を踏まえた研修体系を策定。
- スマート農業やみどりの食料システム戦略など農政上の重要課題に係る研修や、普及指導員のステージに応じた研修などを、国段階で統一的に実施。
- 都道府県における研修が効果的・効率的に実施されるよう、研修講師や講義資料の情報提供を実施。



都道府県の役割

- 中長期的な普及指導員の人員配置を勘案した上で、資質が継続的に研鑽されるよう、人材育成に向けた取組方針及びその推進体制等を定めた「人材育成計画」を策定。
- 専門分野の知識・技術の研修やOJT研修など、より実践的な研修を実施。
- 国等が行う研修を都道府県において有効に活用し、研修効果の波及を図る。



研修体系

① 実践指導力の確立期

普及指導員としての基本的な活動を行う能力を習得するため、普及指導員の役割・目的意識の醸成や基礎的な普及指導方法の習得等実践的な指導能力の向上に関する研修を実施。

② 専門指導力の確立期

担当する地域の課題を解決する能力の向上を図るため、専門分野ごとの普及指導活動に必要な知識・技術の向上等に関する研修を実施。

③ 総合指導力の確立期

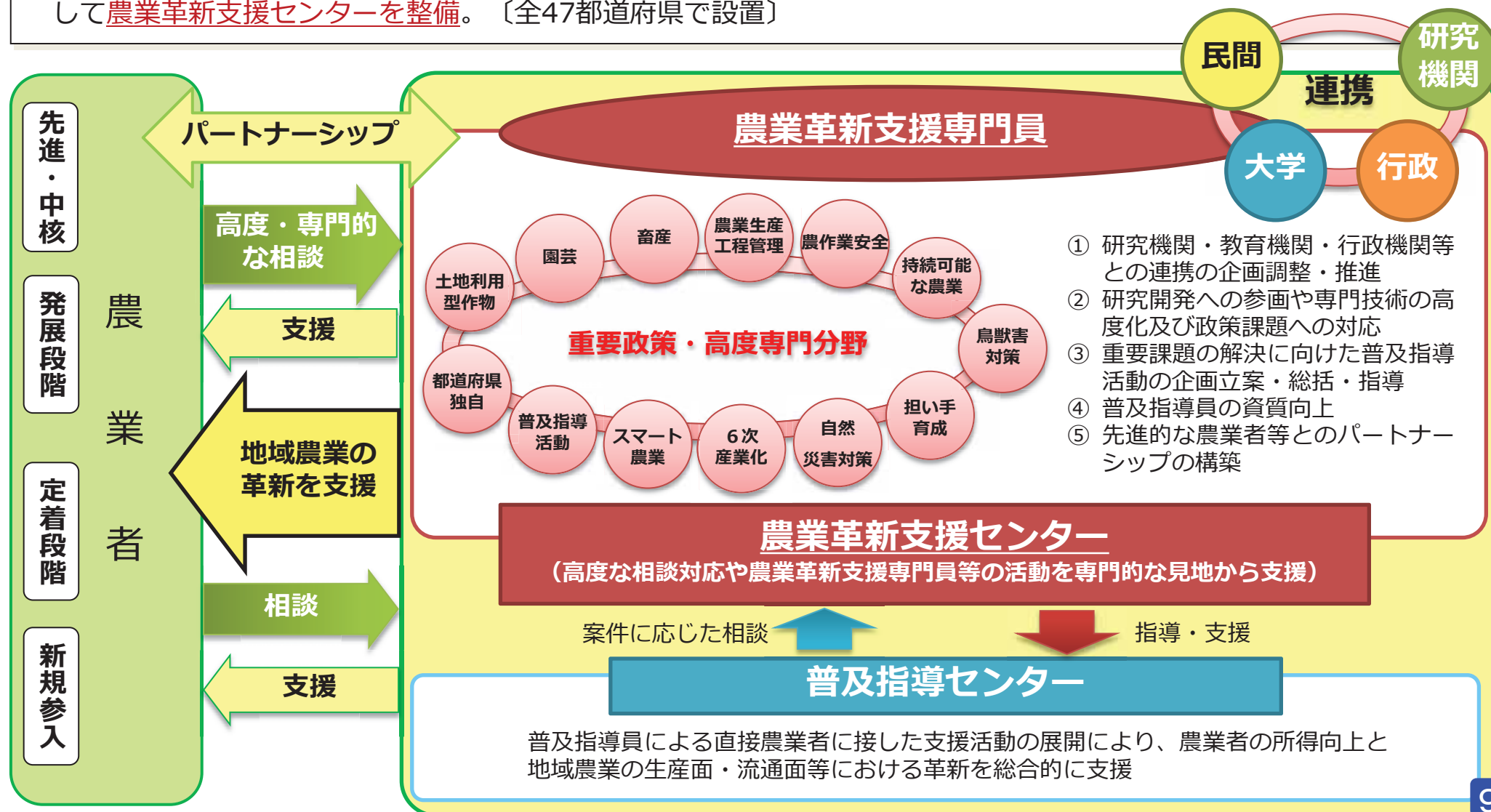
②に加えて、都道府県内の総合的な課題を解決する能力の向上を図るため、普及指導方法の高度化等に関する研修を実施。また、若手普及指導員の育成に資するよう人材育成に関する研修を実施。

④ 企画・運営力の確立期

普及指導活動の総体としての機能を発揮させるために、普及指導活動の総合的な企画調整、普及指導活動の管理運営等に関する研修を実施。

1－8 農業革新支援専門員の配置

- より質の高い普及指導活動を展開するため、平成24年度より、①研究、行政等との連携、②研究への参画等、③普及活動の企画・立案・総括、④普及指導員の資質向上、⑤先進的な農業者等とのパートナーシップの構築等を担う農業革新支援専門員を主要な農政分野・技術分野ごとに配置する旨を運営指針に位置づけ。〔全国で計629名配置（令和4年度末）〕
- また、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対応するため、高度相談・支援部門として農業革新支援センターを整備。〔全47都道府県で設置〕



1 - 9 農業革新支援専門員の担当分野別設置状況（令和4年度末）

（単位：人）

分野	土地利用型作物		園芸			畜産	生産工程管理・農作業安全		持続可能な農業・鳥獣害対策	
	稲作	普通畑作物	野菜	果樹	花き		生産工程管理(GAP)	労働安全	農村環境	鳥獣害
設置人数	58	60	102	64	60	68	52	37	46	42

分野	担い手育成		自然災害対策	6次産業化	スマート農業	普及指導活動	都道府県が定める分野	実配置人数
	就農	経営						
設置人数	38	56	25	41	95	65	89	629

（資料）普及事業の組織及び運営に関する調査

（注）数値は令和4年度末の設置数。複数分野の担当者がいるため、実配置人数と上記の配置人数の合計は一致しない。

○ 農業革新支援専門員の設置根拠（運営指針 第3 抜粋）

2 農業革新支援専門員の配置

普及指導員のうち、高度な専門性や経験等を有し、各分野の普及指導活動を総括し、国や都道府県の試験研究機関や教育機関、行政機関、民間企業等との連携による専門技術の高度化や政策課題への対応、他の都道府県との連携、普及指導員の資質向上を担う者を農業革新支援専門員として、主要な農政分野・技術分野ごとに配置するよう努めるものとする。

○ 農業革新支援専門員の選定基準（ガイドライン 第3 抜粋）

2 農業革新支援専門員の配置

（4）農業革新支援専門員の選定基準

農業革新支援専門員は、農業改良助長法第9条の普及指導員の任用資格を有する者の中から、原則として、次に掲げる要件を全て満たす者を選定するものとする。なお、平成16年度以前に専門技術員として任用されていた者又は資格を有していた者は、これらの要件を満たした者とみなすことができる。

- ① 専門分野に関する高い知見や、関係機関等との高い調整力があること。
- ② 普及指導センター等における普及指導、試験研究機関等における研究、本庁等における行政、農業者研修教育施設における教育の経験等が通算して10年以上あり、そのうち、普及指導活動の経験が5年以上あること。

水稻のグリーンな栽培体系転換支援 （長崎県） 【化学肥料低減】

- 対馬市において水稻栽培での「グリーンな栽培体系」転換に向けた100%有機肥料栽培の検証を実施。
- 水稻品種「なつほのか」基肥について、慣行の有機入り化学肥料に対し、100%有機肥料「けいふんペレット」施用展示ほを設置し、栽培適性、収量・品質について調査。
- 慣行の有機入り化学肥料基肥栽培と比較し生育、収量は同等と判断されたことから、100%有機肥料の利用は可能と考えられた。
- 現地検討会を開催し、生産者と生育状況を確認するとともに、検証結果をの情報発信。

	稈長	穂長	穂数	収量	品質
	c m	c m	本	kg/10a	
けいふんペレット	69.8	17.5	20.3	561	2等
有機入り化学肥料	66.5	18.2	21.5	520	2等

100%有機肥料と慣行肥料の収量調査結果



「けいふんペレット」区



有機入り化学肥料区

IPMの推進と新規就農者の育成 （鹿児島県） 【化学農薬低減】

- 指宿市の主要野菜であるオクラ・豆類は、マイナー作物で登録農薬が少ない。一方で、市場における安心安全志向の高まりから減農薬栽培の取組が求められていた。そこで、普及指導センターは、農業開発総合センター等と連携し、オクラ・スナップえんどうの露地IPM技術の実証、普及を実施。
- H25からIPM技術を実証した結果、ソルゴーやソバをほ場内に作付することで、ヒメハナカメムシやテントウムシ等の土着天敵を呼び寄せ、主要害虫であるアブラムシ類やアザミウマ類の発生を抑制し農薬散布回数が低減。
- オクラ・豆類を生産する新規就農者が増加したことを受け、市担い手協議会と就農定着支援チームを設置し、チームによるほ場巡回や面談を行うなど重点的に支援。
- 指導農業士の協力の下、ニューファーマー講座を開設し、IPM技術について学習・相談しやすい環境づくりを推進。

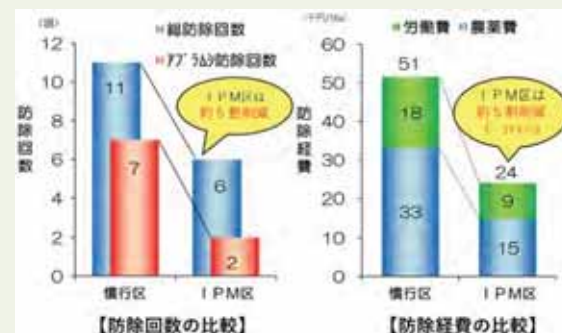


図 慣行区とIPM区の防除回数、防除経費の比較

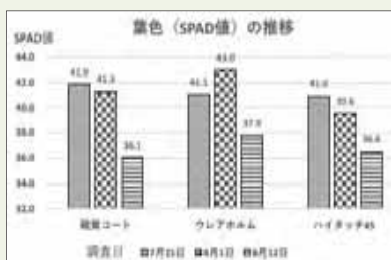


上：スナップえんどう現地研修
左：IPM区では防除回数、防除経費（農薬費、労働費）が約5割削減

グリーンな栽培体系への転換サポートの取組 （岡山県）

【プラスチック被覆肥料の代替技術】

- 水田から河川等へ流出した被覆肥料のプラスチック被膜殻が海洋汚染の要因となることから、プラスチック殻削減を目指して、硫黄コート及びウレアホルム肥料の現地適応性を検討。
- 地域の主要品種である水稻の晩生品種「アケボノ」では、代替肥料の肥効が持続せず、追肥の必要性が明らかとなった。



代替肥料と慣行肥料の葉色の推移

収量・品質結果（基肥として当該肥料のみ施用）

	収量 (kg/10a)	比率	外観 品質
硫黄コート	539	91	1等
ウレアホルム	579	98	1等
【慣行】 ハイタッチコート45kg (プラスチック被覆肥料)	592	100	1等

- 栽培検証結果に基づき、栽培マニュアルを作成して普及指導センターのホームページ等で情報発信し、農業の環境負荷低減について生産者、関係者の理解を促進。



現地検討会の様子



検証結果に基づくマニュアル

会津地域におけるグリーンな栽培体系への転換サポートの取組 （福島県）【水田からのメタン排出削減】

- 稲作地帯である会津地域は、高齢化に伴う担い手の減少により、農地集積が急速に進行。面積拡大に対応するための省力化技術として、水稻直播技術の導入が急務。
- 環境負荷低減に資する中干し期間の延長と併せて、ドローン直播、乾田直播、水稻無コーティング種子の代かき同時浅層土中播種の3つの技術を実証。
- 各技術について、慣行と比較して生育・収量に大きな問題が生じないことを確認。
- 実証結果に基づき、生産者や関係機関と内容を検討した「グリーンな栽培体系」マニュアルを作成。生産者や関係機関に広く配布するとともに、ホームページで情報発信。



中干し期間の延長



グリーンな栽培体系マニュアル

協同農業普及事業における普及活動例③【みどりの食料システム戦略関係】（参考）

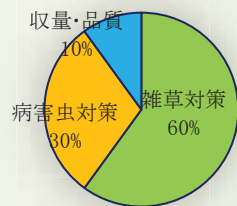
- 有機農業については、みどりの食料システム戦略において、2050年に100万ha、中間目標として2030年に6万3千haの取組面積目標を掲げているところ、普及組織においても、有機農業の技術指導を推進していく必要。
- 有機農業が指導できる「有機農業指導員」をさらに育成（令和5年3月現在延べ735名）するとともに、鹿児島県や、兵庫県、京都府における先進的な事例を都道府県の普及主務課に共有し、取組を横展開。

重点プロジェクト計画に基づく 有機農業の推進 （鹿児島県）

- 鹿児島県の有機農業の主要作物である茶や野菜、果樹について、実証ほや試験研究成果からの技術情報を整理した「有機農業情報誌」を発行。
- 普及組織と試験研究機関が連携し、野菜や果樹を含む有機農業技術マニュアル（栽培編、経営編）を作成し、普及活動で活用。
- 令和5年3月までに延べ22名の有機農業指導員を育成。



実証ほ支援



有機茶の栽培で解決すべき課題

有機農業親方農家の活用等 の取組（兵庫県）

- 先進的に有機農業に取り組んでいる農家を親方農家として登録し、新規に有機農業を志向する農業者とマッチングし、技術習得等を支援。
- 普及組織が、有機農産物の流通・販売事業者と有機農業者が参加する研修会・商談会等を通じて、マッチングを支援。
- 令和5年3月までに延べ49名の有機農業指導員を育成。



生産者どうして
栽培管理を確認



有機農業指導員を
育成する研修を実施

有機農業指導員育成等の 取組（京都府）

- 有機農業の相談窓口を府内7か所の普及指導センターに設置。先進的な農業者を有機農業アドバイザー（5名）として登録し、窓口相談のあった農業者に必要な技術的相談等へ対応。
- 令和5年3月までに延べ56名の有機農業指導員を育成。

うち 有機農業	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
取組面積 (ha)	295	315	335	355	375	395	415

京都府農林水産ビジョンの環境にやさしい農業の取組面積（目標）
※赤字は目標面積、黒字は実績面積

有機農業推進の取組 (島根県)

- 消費者ニーズを踏まえた有機農産物の生産に向けて、実需者と連携した取組を展開（品目選定や品質向上のための栽培技術の確立のための実証ほ場の設置等）。

また、地域の農業者における有機JAS認証の取得を拡げるため、認証取得に係る指導ポイントの研修会を県主催で開催するなど、地域の農業者が有機JAS認証を取得しやすい環境を整備。

- 県立農林大学校に2年間の有機農業専攻を設置し、有機農業の基礎技術から指導するなど、次世代の有機農業者の育成のための取組を推進。

さらに、有機農業による就農予定地での現地実習と農林大学校のリモート講義を組み合わせた研修体系の創設など就農サポートを強化。



模擬審査研修



高島地域※における水稲有機栽培と 生産者への支援 (滋賀県)

- 平成19年より、全普及指導センター（6箇所）に有機農業の担当者を配置。

- また、水稲の有機栽培に適した苗作り、ほ場づくりや水田除草機を活用した抑草技術習得支援などによるグループへの支援のほか、熟練有機農業者や新規有機農業者を参集した情報交換等による新たな生産者の確保に取り組み、高島地域の有機水稲栽培面積が大きく拡大（57ha（H30）→ 72ha（R5））

※高島農業農村振興事務所の管轄となる高島市
(旧マキノ町、旧今津町、旧朽木村、旧安曇川町、旧高島町、
旧新旭町を含む)



育苗状況の巡回



ほ場巡回による生育等の確認

環境制御技術の推進による 施設野菜の生産性向上 (鹿児島県)

- 施設野菜経営において、スマート農業の推進による収量・品質の向上、作業の合理化や省力化に対応した経営改善が急務。そこで、4地域において研究会を立ち上げ、情報統合基盤の活用により、ハウス内環境、生育調査、出荷数量等の情報をスマートフォンで確認できるようになった。



情報統合基盤の特徴

- 普及指導センターでは、情報統合基盤及び生育診断指標を活用したバランスシートによる環境操作を指導。葉長、着花数の変動を確認し、生育を改善。研究会組織の平均単収は県平均と比較して7~33%増加。



研究会別の単収比較(R3年度)

- 研究会で単収向上効果が認められたことから、環境制御機器の導入が飛躍的に増加。

環境測定（モニタリング）装置 37戸(R1) → 61戸(R4)
炭酸ガス発生装置 43戸(R1) → 60戸(R4)

地域一丸となった、 新規就農者の確保・育成の取組 (兵庫県)

- 南淡路地域は野菜・畜産の一大産地であるが、10年前と比較して販売農家が30%減少するなど担い手の確保・育成が喫緊の課題。そこで、関係機関及び地域の指導的農家が一体となり、就農相談等、受入体制構築や親方農家制度の再整備等に取り組んだ。
- 普及指導センターでは、就農希望者の研修を受け入れる親方農家の拡充や親方農家向け研修会を開催するほか、地域の概要やどのような就農者を求めているかを取りまとめた「就農・定着応援プラン」の作成等を支援。
- 親方農家数が2.5倍、就農希望者のインターンシップ活用数が2.8倍になるなど、受入体制の整備に伴い、就農者数も大きく増加。

親方農家数 19名(R1) → 47名(R4)

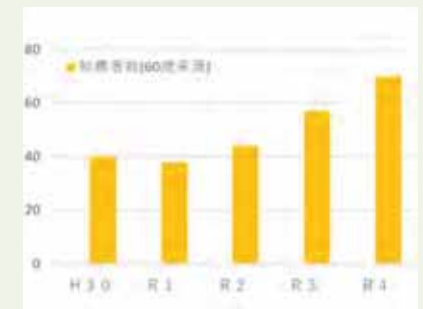
インターンシップ活用数

19件(H29~R1) → 53件(R2~R4)

就農者数 121名(H29~R1) → 171名(R2~R4)



地域就農・定着応援プラン



就農者数(60歳未満)の推移

小麦新品種と施肥改善による産地の活性化 (滋賀県)

- 県内では水田の麦作面積が多いものの、単収が全国平均よりも低いことから、普及指導センターでは排水の徹底に加え、後期重点施肥体系の技術導入と加工適正に優れた多収の新品種「びわほなみ」への転換を推進。
- 製粉・製めん性に優れた「びわほなみ」について、生産者、製粉業者、金融機関、コンビニ、大学・高校等多様な参加者と中華麺開発プロジェクトチームを立ち上げ、商品開発を支援。
- 後期重点施肥技術の導入と「びわほなみ」への転換により、単収向上と肥料費削減につながり、導入面積が拡大。

技術導入面積	7.2ha (R1)	→	約1,600ha (R4)
新品種導入面積	195ha (R1)	→	2,124ha (R4)
平均単収(10a)	322kg (R1)	→	373kg (R4)
収益性向上	43,698円/10a	→	75,951円/10a
- 県内産「びわほなみ」を使用した3商品（中華麺）を開発。



プロジェクトチームのメンバー



試作麺と商品紹介チラシ

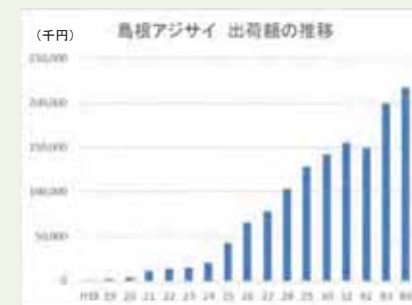
「アジサイ鉢花」を核とした自立する鉢花産地 (島根県)

- 鉢花経営で販売額が減少している春季品目産地の経営改善を図るため、従来品目と栽培管理作業の競合が無く、「母の日」の需要が拡大しているアジサイを有望品目として選定し、県オリジナル品種を核とした産地づくりを支援。
- 普及指導センターでは、生産者組織と関係機関で構成するプロジェクト体制の構築、生育ステージ毎に生産者同士では場を巡回する現地検討会の開催、栽培管理マニュアルの改訂等を支援し、ブランド化を推進。また、農林大学校や市町と連携した研修受入体制を構築し、新規就農者の確保を支援。
- 生産者の栽培管理技術の高位平準化による島根アジサイブランドの確立により、出荷率の上昇、安定生産につながり、出荷額が増大。

出荷額	87万円(H18)→	2.1億円(R4)
出荷量	1千鉢(H18)→	14.4万鉢(R4)
- 令和4年度に認定新規就農者1名を認定。生産者組織の会員数は2倍に。
 島根県アジサイ研究会会員数 6名(H22)→ 17名(R4)



現地検討会の様子



出荷額の推移

サツマイモ基腐病の 感染拡大防止に向けた取組 (熊本県)

- 菊池地域において、令和2年9月にサツマイモ基腐病の発生が確認された。感染拡大防止のため、新たな栽培体系を構築し、管内生産者への注意喚起、技術指導を実施。
- 普及指導員が主導し、県や町、JA及び生産者等から構成される対策協議会を設立。革新支援専門員と連携し、試験研究機関の知見等に基づくサツマイモ基腐病対策技術を複数組み込んだ新たな栽培体系を構築。
- パンフレットや広報誌の配布による地域内の全ての生産者等に対する注意喚起及び病害対策等に係る情報提供を実施するとともに、新たな防除体系の普及・定着に向けた講習会の開催、巡回指導の実施を徹底。
- 新たな栽培体系の導入により、感染拡大防止が図られ、生産者の病害対策に対する意識が高まったところ、サツマイモの品質が向上し、国内外の需要動向も相まって単価および販売額が増加した。

共販販売高 439百万円(R2)→ 460百万円(R3)



基腐病対策講習会



安全安心な狭山茶生産の支援 (埼玉県)

- 需要が増大している緑茶ドリンク向けの生産において、メーカーとの取引条件としてGAPにより管理された原料茶の生産が必要。そこで、JGAP団体認証(H30よりASIAGAP団体認証)に取り組むとともに、県のS-GAPを策定し、導入を推進。
ASIAGAP認証農場数 0 (H26) → 3農場 (R4)
S-GAP実践農場数 0 (H26) → 176農場 (R4)
- JGAP団体認証に必要な内部監査に対応するため、団体事務局がJGAP指導員資格、産地リーダー資格を取得し、加えて農業革新支援専門員はASIAGAP指導員資格を取得し、団体認証に向けた支援、指導を行った。



ASIAGAP摘採作業の現地審査の様子



事務局内部監査



ASIAGAP認証証明書

- GAPによる販売機会の拡大により収穫量等が拡大。
生葉 30万kg/年(H26) → 76万kg/年(R4)
- GAPに取り組むことで茶農家集団は経営を安定させ、高齢化による担い手のいない茶園を受託する管理部を立ち上げた。また個人農場は農地中間管理機構を利用して茶園を集積し規模拡大。
受託管理及び集積面積 0ha(H26) → 100ha(R4)

組織運営のルール確立及び地域と連携した 営農ビジョン検討による営農組織の経営発展 (千葉県)

- 旭市は野菜等＋水稻の複合経営が大半であり、主力品目が水稻以外の経営体では水田を手放す担い手が増加。地域水田営農の維持に向けて、農事組合法人を設立。
- 普及指導センターでは、労働対価や配当金の配分方法について組織運営ルールの確立、ほ場管理システムの導入により品種構成や田植え・収穫作業計画を見える化し、その結果経営面積及び収入金額が増加。
経営面積：33ha (H30) → 52ha (R5)
収入金額：3,000万円台 (H30) → 6,000万円台 (R4)
- 分散錯圃への対策が課題となる中、水田利用状況地図の作成、「人と農地の問題」を考える座談会を開催。農地集積等の話し合いが加速化し、令和5年現在の環境保全事業区域内の集約率は約4割。



水田利用状況地図(現状)



保全会三役との打ち合わせ

鳥獣被害防止対策の取組支援 (香川県)

【カラス対策】

- ナシ産地の豊南地区では、カラスによる食害への対策が課題となっているが、防鳥網やテグスの設置では労力やコストに見合った効果が得られていない。そこで、普及指導センターでは、農研機構が開発した簡易なカラス侵入防止対策「くぐれんテグス君」のコストや効果を検証。
- カラスの慣れが生じることもなく、実証したナシ園でのカラス被害果は設置前の約1/10に抑制。



「くぐれんテグス君」実証ほ

【イノシシ対策】

- 上麻琴浦地区では、イノシシによる農作物被害があり、侵入防止柵を集落の周囲に設置したものの隙間等から侵入し、被害が継続。普及指導センターでは、イノシシ被害の抑制に向けて、地元の関係者と連携し、侵入防止柵の点検、補修等の実技指導を実施。
- 鳥獣害対策の基本である餌付け防止、緩衝帯作りについて復習。被害の時期や場所等を地図に示して情報共有。これにより、イノシシの出没回数が徐々に減少。1か月後には出没が見られなくなった。



被害状況の確認



圃場での実技指導

現場の課題や基本計画に位置づけられた施策の方向性を踏まえ、新たな運営指針において、普及事業が取り組む課題及び重点的に取り組む事項、効果的・効率的な普及指導活動のための取組等について位置づけ。

普及事業が取り組む基本的課題

1 担い手の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営を取り組む経営体、新規就農者、法人経営、集落営農組織、地域農業を牽引する経営体等の育成・確保及び女性活躍や多様な人材の活用を推進。

2 スマート農業の実践等による生産・流通現場の技術革新・生産基盤の強化

スマート農業の実践、次世代型農業支援サービスの活用、国内外の需要に応える生産体制の構築、GAPの導入等による生産・流通現場の技術革新や生産工程の効率化等生産基盤の強化を推進。

3 気候変動への対応等環境対策の推進

有機農業等の環境保全型農業、総合的病害虫・雑草管理（IPM）、土づくり、温暖化等気候変動に対応した生産安定技術の普及等の取組を推進。

4 食料の安定供給の確保

食料の安定供給、輸出拡大等を含む国内外の需要に対応した産地戦略に基づく供給力の強化、産地間連携等の取組を推進。

5 農村の振興

複合経営等の多様な農業経営、地域資源の発掘と他分野との連携及び6次産業化、地域農業振興に関する合意形成支援、中山間地域等の振興、鳥獣被害対策に向けた取組を推進。

6 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害等への対応

東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組、自然災害や感染症に対する備えを強化する取組及び大規模自然災害からの復旧・復興に向けた取組を推進。

課題のうち重点的に取り組む事項

1 担い手の育成・確保に向けた新規就農者等への支援の充実・強化

農業の内外からの青年層を含む幅広い世代の就農・定着、担い手への円滑な継承、新規就農者の受け皿となる農業経営の法人化の推進等。

2 地域における新技術導入支援及び新技術体系の確立

スマート農業に関する農業者等からの相談体制を整えるとともに、ロボット・AI・IoT等の先端技術を組み入れた新たな技術体系の確立及び定着を図る。

3 次世代型農業支援サービスの活用促進を通じた農業経営支援

作業工程の整理や経営分析等により、ドローン等の先端技術を使った作業代行やシェアリング・リース等の次世代型農業支援サービスを活用した経営発展を支援。

4 農村における多様な人材・機関との連携

行政機関や地域運営組織、農業協同組合、教育機関、他産業の関係者も含む多様な人材・機関を巻き込むコーディネート機能を発揮し、農村の課題解決を図る。

効果的・効率的な普及指導活動の実施

1 農業者に対する支援の充実・強化

農業者に接して行う普及指導活動に要する時間の十分な確保、関連する施策を含めた情報提供、ICTを積極的に活用した普及指導活動を推進。

2 公的機関が担うべき分野における取組の強化

技術革新の推進、地域の合意形成、新規就農者の育成・確保等、現場の実情を踏まえて強化。

3 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築

新規就農者の育成・確保をはじめとし、地域農業・農村を振興するための取組への参画を求めること等、先進的な農業者等に対し、パートナーシップ構築のため積極的に働きかけ。

4 試験研究機関・民間企業等との連携強化

試験研究機関と連携し、より実用性の高い技術が開発されるための役割を果たすとともに、得られた成果の活用により地域の課題解決を図る。また、民間企業等と役割分担し、連携強化。

普及指導員の配置

農業者からのニーズや地域課題へ効果的に対応できるよう、都道府県は十分な人員を配置。また、高度な専門性や経験等を有する者を農業革新支援専門員として、主要な農政分野・技術分野ごとに配置。

普及指導員の資質の向上

人材育成計画を策定し、計画的かつ継続的な資質向上を図る。また、普及指導活動経験の少ない普及指導員等の能力向上を図るための体制整備。

普及指導センター等の運営

普及指導員の活動拠点として、またスマート農業をはじめとした技術及び経営に関する情報発信・相談窓口として機能するよう体制整備。

研修教育の充実強化

先進的な農業者、農業法人、民間の農業教育機関、試験研究機関等と連携し、スマート農業技術を授業で取り扱う等、研修教育の内容を充実強化や、そのための施設・設備等の整備を推進。

また、社会人を含む幅広い世代の就農を促進するため、社会人等に研修の機会を提供。

令和6年度普及事業関連予算概算決定の概要

(参考)

括弧内は令和5年度予算額

- 協同農業普及事業は、直接農業者に接して技術・経営指導を展開する普及指導員を全国に配置して、地域における農業改革を牽引する重要な役割を果たしている。令和6年度は、みどりの食料システム戦略推進交付金のうちグリーンな栽培体系への転換サポートにおいて、環境負荷低減技術に加え、スマート農業技術に対応するための生産方式変革に向けた検証等を普及指導員が支援する際に使える予算を確保。

協同農業普及事業交付金 2,350百万円(2,350百万円)

普及指導員による農業者への直接的な技術・経営支援を行うとともに、担い手のニーズに即した開発技術の迅速な社会実装を推進。

食料の安定供給の確保

国産小麦・大豆供給力強化総合対策のうち 麦・大豆生産技術向上事業
50(90)百万円の内数

- ・ 実需と連携し麦・大豆の増産を目指す産地に対し、水田・畑地を問わず、作付けの団地化、ブロックローテーション、営農技術・農業機械の導入等を支援。

グローバル産地づくり推進事業のうち大規模輸出産地モデル形成等支援事業
798(480)百万円

- ・ 都道府県等が主導して、輸出の推進体制を組織化する取組を支援するとともに、当該推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換の取組を支援するなど、大規模輸出産地を形成するモデル的な取組等を複数年にわたり総合的に支援。

稲作農業の体質強化総合事業のうち 米の超低コスト生産支援
59(73)百万円の内数

- ・ コメの輸出拡大等に向けて、農業者、都道府県、市町村、JAなど地域の関係者が連携して大幅なコスト低減を目指す産地に対して、生産コストの現状分析、コスト低減に向けた取組状況の把握、課題抽出、低減対策の検討や低減技術の実証、普及等の取組を総合的に支援。

国内肥料資源利用拡大対策事業 【R5補正】6,390百万円の内数

- ・ 肥料の国産化に向けて、畜産業由来の堆肥や下水汚泥資源などの国内肥料資源の肥料利用を推進するため、肥料の原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携づくりや施設整備等を支援。

持続的生産強化対策事業

果樹農業生産力増強総合対策 5,054(5,074)百万円の内数

- ・ 労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や優良品目・品種への改植・新植等の取組を支援。また、新たな担い手の確保・定着に資する取組等に加え、生産性を飛躍的に向上させるための産地構造の転換に向けた実証等の取組を支援。

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 1,138(1,353)百万円の内数

- ・ 茶・薬用作物等の地域特産作物について、消費者や実需者のニーズに対応した高品質生産、産地の規模拡大、持続可能な生産体制の構築に向けた担い手の育成などを強力に推進するため、地域の実情に応じた生産体制の強化、国内外の需要の創出など生産から消費までの取組を支援。

GAP拡大推進加速化 201(189)百万円の内数

- ・ 持続可能な農業構造の実現の観点から、GAP指導員による指導活動、農業教育機関の認証取得や大阪・関西万博に向けた認証取得など、国際水準GAPの取組の拡大に向けた取組を支援。

ジャパンフラワー強化プロジェクト推進 728(728)百万円の内数

- ・ 物流2024年問題に対応した花き流通の効率化、需要のある品目の安定供給を図るための品目の転換や導入、異常気象や病害虫被害の軽減などの産地の課題解決に必要な技術導入を支援するとともに、花き需要の回復に向けて、新たな需要開拓、花き利用の拡大に向けたPR活動等の取組を支援。

戦略作物生産拡大支援事業 47(52)百万円の内数

- ・ 生産者、試験研究機関、行政・普及など地域の関係者が一体となって行う、麦・大豆等の安定生産技術の導入や飼料用米の多収品種や直播栽培の導入など生産性向上に資する技術等の実証等を支援。

農作業安全総合対策推進 25(23)百万円の内数

- ・ より実効性のある農作業安全対策を推進するため都道府県段階の推進組織等が、農業者に対し農作業安全に係る研修の実施に必要な費用を支援。

令和6年度普及事業関連予算概算決定の概要

括弧内は令和5年度予算額

(参考)

農業の持続的な発展

地域計画策定推進緊急対策事業 1,359 (799)百万円の内数

- 高齢化・人口減少が本格化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農業者等による話し合いを踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画の作成に必要な取組を支援。

農地中間管理機構事業 4,013 (4,291)百万円の内数

- 農地バンクを通じて農地の集約化に取り組む地域において、きめ細やかな現地活動を強化するため、農地相談員(現地コーディネーター)の活用を支援。

農業経営・就農支援体制整備推進事業 534 (513)百万円の内数

- 都道府県が就農や農業経営をサポートする農業経営・就農支援センターを整備し、農業経営の改善、法人化や農業経営の円滑な継承等の課題を有する農業者の掘り起こしや課題解決のための専門家によるアドバイス等を行う取組を支援。

スマート農業の総合推進対策のうち データ駆動型農業の実践体制づくり支援 193 (173)百万円の内数

- データに基づき栽培技術・経営の最適化を図るデータ駆動型農業の実践を促進するため、産地としての取組体制の構築、データ収集、分析機器の活用、新規就農者の技術習得等を支援。

スマート農業技術等先端技術の開発・社会実装促進対策のうち スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクトのうち 戦略的スマート農業技術の実証・実装【R5補正】3,000百万円の内数

- スマート農業実証プロジェクトに参加して技術、ノウハウを培った企業、営農指導員、研究者、自治体の普及員等が、スマートサポートチームとして、新たな産地へスマート農業技術を普及させる活動を支援。

集落営農活性化プロジェクト促進事業 250 (290)百万円の内数

- 多様な農業人材からなる集落営農の活性化に向け、ビジョンづくり及びその実現に向けた人材の確保、収益力向上に向けた取組、組織体制の強化、効率的な生産体制の確立などを支援。

新規就農者育成総合対策 12,124 (19,225)百万円の内数

- 農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、伴走機関等による研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート等の取組を支援。また、就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化、農業者のリ・スキリング機会の充実、就農相談会の開催等の取組を支援。

スマート農業の総合推進対策のうち 次世代スマート農業技術の開発・改良・実用化 600 (250)百万円

- 人口減少下における将来の労働力の状況を見据え、生産現場における技術ニーズが高いものの技術的障壁が高いため開発が遅れているスマート農業技術の開発や現場実装・実用化に向けた既存技術の改良、スマート農機の実装に適した栽培体系への転換等の技術開発を推進。

スマート農業の総合推進対策のうち スマート農業教育推進事業 38 (40)百万円の内数

- 農業大学校や農業高校等の農業教育機関の学生及び教員、農業者等が、スマート農業について体系的に学ぶことができる環境整備を支援。

消費・安全対策交付金のうち 水稲におけるカドミウム及びヒ素濃度低減技術の 実証・普及 1,720 (2,006)百万円の内数

- コメ中のカドミウム国内基準値への対応やヒ素国際基準値の設定を踏まえ、より安全な農作物の供給体制の確立に向け、水稲のカドミウム及びヒ素濃度低減技術の実証・普及を支援。

消費・安全対策交付金のうち 病害虫の防除の推進 1,720 (2,006)百万円の内数

- 従来の防除対策では防除が困難となっている作物について、緊急的な防除体系の確立に向けた代替農薬の選定、新たな防除技術の実証等を支援。
- 総合防除の普及のため、指導者の育成に必要な研修・講習への参加、研修・講習の開催等を支援。

令和6年度普及事業関連予算概算決定の概要

括弧内は令和5年度予算額

(参考)

農村の振興(農村の活性化)

農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策 8,389 (9,070)百万円の内数

- 中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援。

中山間地農業推進対策事業 8,389 (9,070)百万円の内数

- 中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上、販売力強化、デジタル技術の導入・定着等に関する具体的な取組に必要な経費を支援。

鳥獣被害防止総合対策交付金 9,900 (9,603)百万円の内数

- 鳥獣被害の防止に向け、侵入防止柵の整備、広域的な柵への再編、狩猟組織の体制強化やシカの集中的な捕獲を行う特別対策の実施、捕獲人材の育成・確保等を支援。
- また、捕獲鳥獣を有効活用し、ジビエ利活用を推進するため、捕獲個体の広域搬入体制の整備や情報発信の強化等による需要拡大の取組を支援。

みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

みどりの食料システム戦略推進総合対策 600 (696)百万円の内数 みどりの食料システム戦略緊急対策事業【R5補正】2,706百万円の内数

- 「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、調達から生産、流通、消費までの各段階に取り組むモデル地区の創出とそれに向けた環境整備を支援。

農林水産研究の推進 1,804 (1,990)百万円の内数

- 農林水産業・食品産業の持続性を高めるため、国主導で実施すべき重要な分野について、戦略的な研究開発を推進。

防災・減災、国土強靱化と災害復旧等の推進

園芸産地における事業継続強化対策【R5補正】260百万円

- 自然災害発生にあらかじめ備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた複数農業者による事業継続計画(BCP)の策定を支援。また、BCPの実行に必要な体制整備やBCPの実践に必要な取組を支援。

- 協同農業普及事業は、農業・農村をめぐる情勢の変化や農政の展開方向等を踏まえ、効率的かつ効果的な運営が図られるように、その制度的枠組みを改正。
- 近年では、普及指導活動の高度化や地方分権による都道府県の自主性・裁量性の確保の観点から改正。

普及指導員の設置（普及職員の一元化）

直接農業者に接して普及指導を行う改良普及員と、専門事項に関する調査研究及び改良普及員の指導を行う専門技術員を普及指導員として一元化し、職員能力の高度化と職員配置及び事業運営の効率化を推進

農業改良普及センターの必置規制廃止

都道府県による弾力的・機動的な事業運営に資するため、普及指導センターの必置規制を廃止し、併せて改良普及員の普及指導センターへの配属義務を解除することで、都道府県の裁量による普及指導センターの設置及び運営が可能となった

三位一体改革による税源移譲

都道府県の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する三位一体改革により、協同農業普及事業交付金の大部分を税源移譲（H17→H18：▲182億円）

都道府県の裁量の拡大

地方分権を推進する一環として、都道府県が協同農業普及事業の実施方針を策定又は変更する際に行うこととされていた農林水産大臣への事前協議を廃止

普及指導員の任用資格の拡大

6次産業化等を進める農業者からの幅広いニーズに対応できるように、農産物の加工や販売などの2次・3次産業と関連のある事業・制度に見識を有する多様な人材を、即戦力として普及指導員に任用することが可能となった

